

総務政策常任委員会資料

令和5年3月6日

会計管理局

	表紙・目次	01-02
1.	予算議案	03-05
	会計管理局総括、各課個別	
2.	特別議案	06
	宮崎県収入証紙条例の一部を改正する条例	

1 予算議案

【議案第1号】 令和5年度当初予算案について（総括）

会計管理局総括

令和5年度当初歳出予算説明資料（部別総括表） 会計管理局

（単位：千円）

課	令和5年度 当初予算額	令和4年度	
		当 初	現計予算額(11月)
会計管理局	① 586,419	971,983	973,942
一般会計	586,419	971,983	973,942
会計課	② 436,790	860,792	862,422
物品管理調達課	③ 149,629	111,191	111,520

歳出予算説明資料 P 4 3 3 より抜粋

1 予算議案

【議案第1号】 令和5年度当初予算案について（課別）

会計課

(単位：千円)

会計、科目、事項	令和5年度 当初予算額	財源内訳			令和4年度	
		国庫支出金	その他特定	一般財源	当 初	現計予算額(11月)
(会計) 一般会計	436,790	0	0	436,790	860,792	862,422
(款) 総務費	436,790	0	0	436,790	860,792	862,422
(項) 総務管理費	436,790	0	0	436,790	860,792	862,422
(目) 一般管理費	238,685	0	0	238,685	235,736	237,366
(事項) 職員費	238,685	0	0	238,685	235,736	237,366
(説明) 職員の人件費						
			238,685	職員数	40名	
(目) 会計管理費	198,105	0	0	198,105	625,056	625,056
(事項) 出納事務費	④ 106,013	0	0	106,013	522,916	522,916
(説明) 出納事務執行及び財務会計システムの運営管理等に要する経費						
				15,355		
1 出納事務執行に要する経費				1,355		
2 資金管理事務費				89,303		
3 財務会計システム運営管理費						
(事項) 証紙収入事務費	⑤ 92,092	0	0	92,092	102,140	102,140
(説明) 証紙売りさばきに要する経費						
				91,668		
1 証紙売りさばき手数料				424		
2 証紙運搬経費						

歳出予算説明資料P437より抜粋

1 予算議案

【議案第1号】 令和5年度当初予算案について（課別）

物品管理調達課

（単位：千円）

会計、科目、事項	令和5年度 当初予算額	財源内訳			令和4年度	
		国庫支出金	その他特定	一般財源	当 初	現計予算額(11月)
(会計) 一般会計	149,629	0	0	149,629	111,191	111,520
(款) 総務費	149,629	0	0	149,629	111,191	111,520
(項) 総務管理費	149,629	0	0	149,629	111,191	111,520
(目) 一般管理費	85,435	0	0	85,435	79,279	79,608
(事項) 職員費	85,435	0	0	85,435	79,279	79,608
(説明) 職員の人件費			85,435	職員数	13名	
(目) 財産管理費	64,194	0	0	64,194	31,912	31,912
(事項) 物品管理及び調達事務費	⑥ 52,046	0	0	52,046	19,899	19,899
(説明) 物品の管理及び物品の調達に要する経費						
1 物品管理調達事務費			25,193			
2 物品調達システム効率化推進事業			26,853			
(事項) 車両管理事務費	⑦ 12,148	0	0	12,148	12,013	12,013
(説明) 県有車両の維持管理の適正化及び管理に要する経費						
1 県有車両維持管理の適正化に要する経費			610			
2 県有車両の管理に要する経費			11,538			

歳出予算説明資料P441より抜粋

2 特別議案

【議案第33号】 宮崎県収入証紙条例の一部を改正する条例

会計課

1 改正の理由

旅券法改正により、旅券の発給申請手続の電子申請が可能となり、国において、手数料のクレジットカードによるオンライン納付の導入に向けた準備が進められている。令和5年度中に各都道府県において順次導入される予定のため、所要の改正を行う。

2 改正の内容

証紙による収入の方法に限って徴収している手数料等について、次のとおり改正する。

改正前	改正後
(証紙による収入の方法により徴収する歳入) 第2条 知事が別に定める県税、使用料及び手数料は、証紙による収入の方法により徴収する。	(証紙による収入の方法により徴収する歳入) 第2条 知事が別に定める県税、使用料及び手数料は、証紙による収入の方法により徴収する。 <u>ただし、納付する者の利便性及び事務処理の効率性を勘案して知事が別に定める場合は、証紙による収入の方法によらないことができる。</u>

3 施行期日

令和5年4月1日